答弁第四八四号平成二十年六月十七日受領

内閣衆質一六九第四八四号

平成二十年六月十七日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員前原誠司君提出淀川水系の治水対策および淀川水系流域委員会に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員前原誠司君提出淀川水系の治水対策および淀川水系流域委員会に関する質問に対する答弁

書

一の①について

す狭窄部の開削や河道掘削等の河川改修は基本的に実施しないことを前提としたこと等から、 津川 して、まずは、 系五ダムについての方針」 を除いた区間 国土交通省近畿地方整備局(以下「近畿地方整備局」という。)が平成十七年七月に公表した「淀川水 (以 下 「木津川」という。)等の堤防強化を実施することとし、 (以 下 一級河川淀川水系淀川のうち同水系宇治川 「淀川本川」という。)、宇治川、 (以下「五ダムの方針」という。)においては、 同水系桂川 (以下「宇治川」という。)及び同水系瀬田川 (以下「桂川」という。)、 洪水時に下流の流量の増加をもたら 淀川水系における治水対策と 淀川本川及 同水系木

いては、 近畿地方整備局が平成十九年八月に公表した淀川水系河川整備計画原案(以下「原案」という。)にお 堤防詳細点検等の結果、 五ダムの方針の公表後に淀川本川の堤防強化がおおむね五年間で完了す

ることが判明したことを踏まえ、

宇治川、

桂川及び木津川については、

び宇治川に対する大戸川ダムの洪水調節効果は小さいと判断したものである。

昭和二十八年九月の洪水時の降雨

下で流下させる現況の安全度を保持するためには、大戸川ダムの洪水調節効果が必要であると判断したも 水(以下「計画規模洪水」という。)が生起した場合に、 流量が増加することとなり、平成十九年八月に策定した淀川水系河川整備基本方針における計画規模の洪 流下させるため、 量及び降雨パターン(以下「昭和二十八年九月洪水」という。)を基に計算した流量を計画高水位以下で 河道掘削等を行うこととしているが、 その結果、 計画高水位を超過することから、 下流の淀川本川については、 計画高水位以 洪水時に

大津市 発と一体となって淀川本川及び宇治川に対して効果を発揮することから、 の②について 現時点においても変わりはないが、一の①についてで述べたとおり、大戸川ダムが必要であると判断して いるところであり、また、事業費が三百四十億円増加した場合においても、 し経済的にも不利になる」と示したものである。大戸川ダム建設事業が治水単独目的の事業となることは、 のである。 五ダムの方針においては、 (上水) が撤退し、 治水単独目的の事業となる見込みであったことから、 大戸川ダム建設事業から利水者である大阪府(上水)、京都府 両者を一体として算出した洪水 大戸川ダムは天ヶ瀬ダム再開 「治水分の事業費が増加 (上水) 及び

調節に係る費用便益比が約一・四となることを確認している。

二について

近畿地方整備局には、 お尋ねの文書を作成したという記録はない。

三について

近畿地方整備局は、 計画規模洪水に基づく流出計算等により大戸川ダムがない場合に淀川本川の約三・

六キロメートルの区間 この水位が計画高水位を最大で約十七センチメートル超過するとの結果を踏まえ、

三・六キロメートルの区間 の計画高水位を十七センチメートル高くする等の条件を仮に設定し、 この場合

に必要となる安全性を確保するための堤防の嵩上げ等に要する概算の事業費(用地買収、 橋梁の架替工事

平成二十年四月に開催された第七十七回淀

川水系流域委員会において説明したところである。

等に要する費用を含む。)を約千百二十億円と試算しており、

なお、 盛土により築造された河川の堤防は、一般的に、 洪水時における水位が上昇するに従って破堤す

る危険性が高くなり、 また、 計画高水位を更に上げることにより、 破堤した場合の被害が大きくなること

等から、 淀川本川において計画高水位を上げることは適切でないと考えている。

琵琶湖の水位低下のための放流をより効率的に行うため、 で示したとおり、 六十六回委員会」という。)で配付された審議資料二-三の五頁上段 基に算出した宇治川の水位は、 メートルから毎秒千百四十立方メートルに増加させるものである。 及び同資料の七頁下段 天ヶ瀬ダ ム再開発 現状より高くなるものの、 元事業は、 「宇治川水位縦断図 洪水時における淀川本川及び宇治川 平成十九年十一月に開催された第六十六回淀川水系流域委員会 (河道改修+天ヶ瀬ダム再開発+大戸川ダム+川上ダム後) 計画高水位以下になっていることを確認してい 洪水調節時の放流量を現行の毎秒八百四十立方 の洪水調節のための貯留並びに洪水後 これにより、 「宇治川水位縦断図 昭和二十八年九月洪水を (現況河道) (以 下 第 0

五の①について

造 令  $\prod$ 流 量及び計画高水位に関する事項等を定めなければならないこととされており、 法施行令 河 ĬÚ (昭和五十一年政令第百九十九号) 法 韶 (昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号の規定に基づき、 和三十九年法律第百六十七号) においては、 第十六条第一項に規定する河川整備基本方針においては、 堤防、 橋、 堰等の構造の原則として、 主要な地点における計 また、 河川管理施設等構 計画高水位以 :画高水 河

は 下の水位 河  $\prod$ 整備 の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとすること等が定められており、 の実施に当たっての重要な基準として位置付けられてい 計 画 高水位

五の②について

御指摘 0 「近畿地方整備局が行ったシミュレーション」 が何を指すのか必ずしも明らかではないが、 近

畿地 六回委員会で配付された審議資料二—三の七頁下段 方整備局としては、 昭和二十八年九月洪水を基に算出した宇治川、 「宇治川水位縦断図 木津川及び桂川の水位は、 (河道改修+天ヶ瀬ダム再開 第六十 発 +

大戸川ダム+川上ダム後) \_\_**`** 同資料の十頁下段「木津川水位縦断図 (河道改修+天ヶ瀬ダ ム再開 発 十大

戸川ダム +川上ダム後)」 及び同資料の十三頁下段 「桂川水位縦断図 (河道改修+天ヶ瀬ダ ん 再 開 発 大

戸 川ダム・ +川上ダム後)」 で示したとおり、 今後具体的 な整備 の内容を検討することとなってい くる桂芸 河の

部区間、 を除 き、 計画高水位以下になっていることを確認している。

六について

平成十二年六月に作成した 「河川堤防設計指針 (第3稿)」 は、 耐越水機能に関すること等検討中の内

容を含めて直轄管理区間における河川管理者の部内資料として暫定的に示したものであるが、 河川川 堤防

の設計について」 (平成十四年七月十二日付け国河治第八十七号国土交通省河川局治水課長通知) におけ

る 河河 ĬÜ 堤防設計指針」 においては、 連の堤防で確保すべき耐越水機能に関する技術的知見が明らかに

なっていないことから、耐越水機能について記載していない。

## 七の①について

建設省 (当時) が平成九年八月に作成した「平成十年度重点施策」においては、 計画規模を超える洪水

が発生しても被害を最小限に食い止めるため、 越水しても急激には破堤しないよう従来の堤防に比べて断

面 拡幅等の強化対策を実施した堤防 (以下「フロンティア堤防」という。) の整備を目指したものである。

### 七の②について

お 尋ね 0 「三重県雲出川で整備された耐越水堤防」 が 一級河川雲出川水系雲出川 (以 下 「雲出川」

う。)で整備したフロンティア堤防を指すのであれば、 その延長は約一・一キロメートル、 事業費は約四

十八億円である。

### 七の③について

雲出川で整備したフロンティア堤防の後背地は、 昭和三十四年九月の洪水や昭和五十七年八月の洪水で

被害を受けた地域であり、 水害に強いまちづくりを目指していたことから、 越水しても急激には破堤しな

いような機能の確保を目指し、試験的に整備したものである。

# 八及び九について

連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、 国土交通省としては耐越

水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできないと考えており、 また、 お尋ねのような耐越水機

能 を確保した堤防の整備を前提とした計画について、お示しすることは困難である。

また、 お尋ね 0 「堤防の計画高水位以上の強化」 が何を指すのか必ずしも明らかではないが、 三につい

てで述べたとおり、 淀川本川において計画高 水位を上げることは適切でないと考えていることから、 計画

高 水位を超えた水位を前提とした堤防の整備を行うことは考えていな 61

#### 十について

近畿地方整備 局は、 河川法第十六条の二第三項の規定に基づき淀川水系河川整備計画の案 。 以 下 「計画

案」という。)を作成するため、 たたき台として原案を作成し、 学識経験者、 関係住民及び関係自治体 0

長に対し、 淀川水系の河川整備の内容について河川管理者の考えを説明し、 意見を聴いてきたところであ

る。 計画案については、 原案に対する意見を踏まえて作成するものと考えていることから、 改めて原案を

八

作り直す必要はないと認識しているものである。

#### 十一について

近畿地方整備局は、 原案に対する学識経験者、 関係住民及び関係自治体の長の意見を踏まえて計画案を

作成することとしている。

また、 近畿地方整備局としては、平成十三年二月に淀川水系流域委員会を設置して以来、 平成十九年一

月までの約六年間にわたり、 原案の作成に資する幅広い意見を聴くことができたものと考えており、 また、

平成十九年八月に原案を提示して以降、 淀川水系流域委員会が近畿地方整備局に対し意見を提出した平成

二十年四月までに、 二十回に及ぶ淀川水系流域委員会が開催され、 延べ約九十時間にわたり様々な内容に

ついて議論していただいたことから、計画案の作成に資する幅広い意見を聴くことができたものと考えて

いる。